2026年９月24日

各　位

会 社 名　　ム　ラ　キ　株 式 会 社
代表者名　　代表取締役社長　柳田　任俊
（コード番号：7477　東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役総務人事部長　加瀬　光二
電話番号　　０４２－３５７－５６００

当社株式の大量買付行為への対応方針に関する
株式会社イクヨおよびBlue Goats Capital株式会社による
共同協調行為等の認定についてのお知らせ

当社は、2026年６月23日付け「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）に関する共同協調行為等の認定に向けた検討の開始および独立委員会に対する諮問に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、2026年３月31日時点の株主名簿に記載された当社の株主である株式会社イクヨ（証券コード：7273、株式会社東京証券取引所スタンダード市場上場。代表取締役社長：孫峰。以下「イクヨ社」といいます。）およびBlue Goats Capital株式会社（代表取締役：青柳和洋。以下「BGC社」といい、イクヨ社とBGC社を合わせて、以下「本特定株主ら」といいます。なお、同日時点の当社の株主名簿上、本特定株主らの株券等保有割合の合計は20％を超えております。）の間において、当社が2025年４月25日開催の当社取締役会においてその導入を決議し、同年６月20日開催の当社第67期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量買付行為への対応方針（買収への対応方針）」（以下「本買収対応方針」といいます。）に定める「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20％以上になるような場合に限ります。）であると合理的に判断される行為」（以下「共同協調行為等」といいます。）に該当する行為が行われている疑いがあることから、2026年６月23日開催の当社取締役会において、①本特定株主らによる共同協調行為等の存否に関する判断に向けた検討手続を開始することを決議するとともに、②本買収対応方針に基づき当社取締役会から独立した組織として2025年４月25日開催の当社取締役会の決議に基づき設置された独立委員会（以下「本独立委員会」といいます。）に対して、本特定株主らが共同協調行為等に該当する行為を行ったと認定することの是非について諮問する旨を決議しておりました。なお、本件に関する主な経緯につきましては、別紙１の時系列図もご参照ください。

このような状況の中、当社取締役会は、本日、本独立委員会より、本特定株主らが共同協調行為等に該当する行為を行ったと認定することに関する勧告書（以下「本勧告書」といいます。）を受領し、本勧告書の内容を踏まえ、本特定株主らによる共同協調行為等の存否について判断いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本勧告書の内容

下記の「本勧告書の要旨」およびインターネット上の当社ウェブサイト（https://muraki.jp/）に掲載しております、2026年9月24日付け「当社株式の大量買付行為への対応方針に関する株式会社イクヨおよびBlue Goats Capital株式会社による共同協調行為等の認定についてのお知らせ」をご参照ください。

本勧告書の要旨

1. 勧告の内容

本特定株主らは当社株式に関して共同協調行為等に該当する行為を行ったと認められる。

2. 当委員会の判断

当委員会は、当社が制定している「共同協調行為等認定基準」（以下「本認定基準」という。）が適切かつ相当な基準であるものと判断したことから、本認定基準に基づき、共同協調行為等の有無を検討し、以下のとおり判断した。

(1) 本特定株主らによる当社株式の取得は約2か月強という近接した時期に行われている上、本特定株主らによる当社の買収に向けた一連の行動が行われている時期とも重なり合っており、また、本特定株主らが取得した当社株式に係る株券等保有割合の合計も、2026年3月31日（当社第68回定時株主総会の基準日）時点において21.77%、その後最大で24.02%に至っており、相当程度の数量に達しているといえる（本認定基準1、2、3）。

(2) 本特定株主らは2026年4月中旬頃に協議（以下「本協議」という。）を行っており、直接の意思連絡を行っているほか、本特定株主らの間には、その他関係者を通じて、共同協調行為等に係る意思の連絡を容易にし得る人的関係が存在していたといえる（本認定基準9、12、13）。

(3) イクヨ社は、2026年1月30日に当社株式を取得した後、当社との面談や提案等により当社の買収に向けて行動しており、同年4月3日の面談では、当社に対し、当社取締役の過半数をイクヨ社メンバーで構成する案を検討するよう求め、同月中旬には、BGC社との間で本協議を行っている。そして、本協議の直後の2026年4月21日にイクヨ社が、その2日後の同月23日にBGC社が、それぞれ当社に対する提案行為を行っている。本特定株主らの提案は、いずれも当社第68回定時株主総会における議案として、イクヨ社（その子会社を含む。）又はBGC社の役職員又はそれらが推薦する者が、当社の取締役及び監査役の過半数を占めることになるような役員選任議案及び本買収対応方針の廃止議案を上程することについての提案であるところ、それらは極めて近接した時期になされており、その提案内容がほぼ一致しているのみならず、議案・提案理由の記載ぶりまでほぼ一致している（特に、イクヨ社の役職員に関する非公表情報や、東氏の生年月日に関する同一の誤記、本買収対応方針の廃止議案の提案理由における当社株式の流通量に関する事実に基づかない記載など、公表情報や客観的事実に基づかない記載までも一致している。）ことから、当該提案行為に係る本特定株主らの同調の程度や言動の類似性は極めて高いといえる（本認定基準10、11）。

(4) 以上を踏まえれば、遅くとも、2026年4月23日付け「株主提案書」と2026年4月21日付け「イクヨ提案書」（これらの提案を総称して以下「本提案」という。）による提案が行われた時点において、本特定株主らが共同協調行為等を行ったことは合理的に認められる。

3. イクヨ社の弁解に信用性が認められないことについて

(1) イクヨ社は、BGC社に対して候補者に関する情報を提供した事実、BGC社からイクヨ社又はイクヨ社の役職員に対して当社役員就任の打診等がなされた事実はいず

れも存在せず、各候補者が BGC 社の提案に係る候補者として当社役員に就任することを承諾した事実もない旨回答する。

(2) しかし、BGC 社に対して候補者に関する情報を提供した事実がないとの点は、BGC 社の説明と明確に矛盾する上、本協議においてイクヨ社自身が同社役職員を当社役員候補者として提案することを検討していると伝える一方で、その候補者の情報を提供しないというのは不自然である。

(3) また、本提案には、公表情報に基づき独自に記載したとすれば通常発生し難い共通の誤記や当社株式の流通量に関する事実に基づかない共通の記載が含まれている。

(4) 加えて、本協議の経緯及び内容からすれば、BGC 社が BGC 社株主提案書においてイクヨ社の役職員を当社役員候補者とするに際しては、あらかじめ BGC 社からイクヨ社又はイクヨ社の役職員に対して当社役員就任の打診等を行い、その就任の意向を確認するのが自然であるといえる。

(5) したがって、イクヨ社の上記回答は信用できない。

4. BGC社の弁解に信用性が認められないことについて

(1) BGC 社は、イクヨ社を含むいかなる当社株主との間においても、当社株式の取得、保有、譲渡、株主としての議決権その他の権利の行使又は当社の経営方針・資本政策に関して、合意、協調又は連携を行った事実は、過去も現在も一切なく、BGC 社の株主提案は、公表情報に基づく独立した判断により行ったものである旨回答する。

(2) しかし、BGC 社株主提案書には、イクヨ社の役職員に関する非公表情報が含まれている。また、本提案には、公表情報に基づき独自に記載したとすれば通常発生し難い共通の誤記や当社株式の流通量に関する事実に基づかない共通の記載が含まれている。

(3) したがって、BGC 社の上記回答は信用できない。

2. 当社取締役会による本特定株主らの間の共同協調行為等の評価・検討の結果

当社取締役会は、本独立委員会による本勧告書の内容はいずれも合理的であり、本特定株主らの弁解に信用性が認められず、また、共同協調行為等の存在を否定するような別段の事情も存在しないことから、2026 年９月 24 日開催の取締役会において、本特定株主らは当社株式に関して共同協調行為等に該当する行為を行ったと認められると判断いたしました。

3. 共同協調行為等の認定を踏まえた今後の対応について

当社取締役会は、上記２のとおり、本特定株主らにおいて当社株式に関して共同協調行為等に該当する行為を行ったと認められる旨を判断いたしました。当社は、当該判断を踏まえて、今後、本買収対応方針に定める新株予約権の無償割当て（以下「本対抗措置」といいます。）を行う可能性があります。

当社取締役会は、本対抗措置の実施の是非を判断するにあたっては、本独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社の今後の対応につきましては、適時に開示を行ってまいります。

4. その他（イクヨ社からの資本業務提携に係る提案の受領と撤回）

当社は、2026 年６月 10 日、イクヨ社から資本業務提携に関する 2026 年６月９日付けの提案（以下「イクヨ社提案」といいます。）を受領いたしました。

イクヨ社提案は、（当社株式の上場維持を前提とした）当社株式の追加取得と当社との間の事業提携を提案するものでありますが、①買付提案書を「任意に」提出する旨の要領を得ない記載がなされており、本買収対応方針が掲げるプロセスを前提としない提案であることや、②当社株

式に係る買付数量を明らかにしない提案であることなどの問題がありました。

当社は、本来であれば、本買収対応方針に従って、イクヨ社提案の受領について開示すべきところ（本買収対応方針上、「買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に開示いたします」と記載しております。）、イクヨ社提案において、買付提案書を「任意に」提出する旨の要領を得ない記載がなされていたことや、買付数量が明らかにされていなかったことから、これを公表した場合、当社株主および一般投資家の皆様に混乱を招き得るものと判断し、買付数量が明らかになるまで公表を控えることとしておりました。

イクヨ社は、当社が必要情報の提供を要求した 2026 年 6 月 23 日以降、当社からの再三の要求にもかかわらず、買付数量を明らかにした提案を一切行いませんでした。そのような中、当社は、イクヨ社から、2026 年 9 月 18 日、イクヨ社提案を撤回する旨の意向を 2026 年 9 月 17 日付けの書面により受領したことから、同月 24 日付けで、イクヨ社提案に関する検討プロセスを停止しております。

以上

（別紙１）時系列図
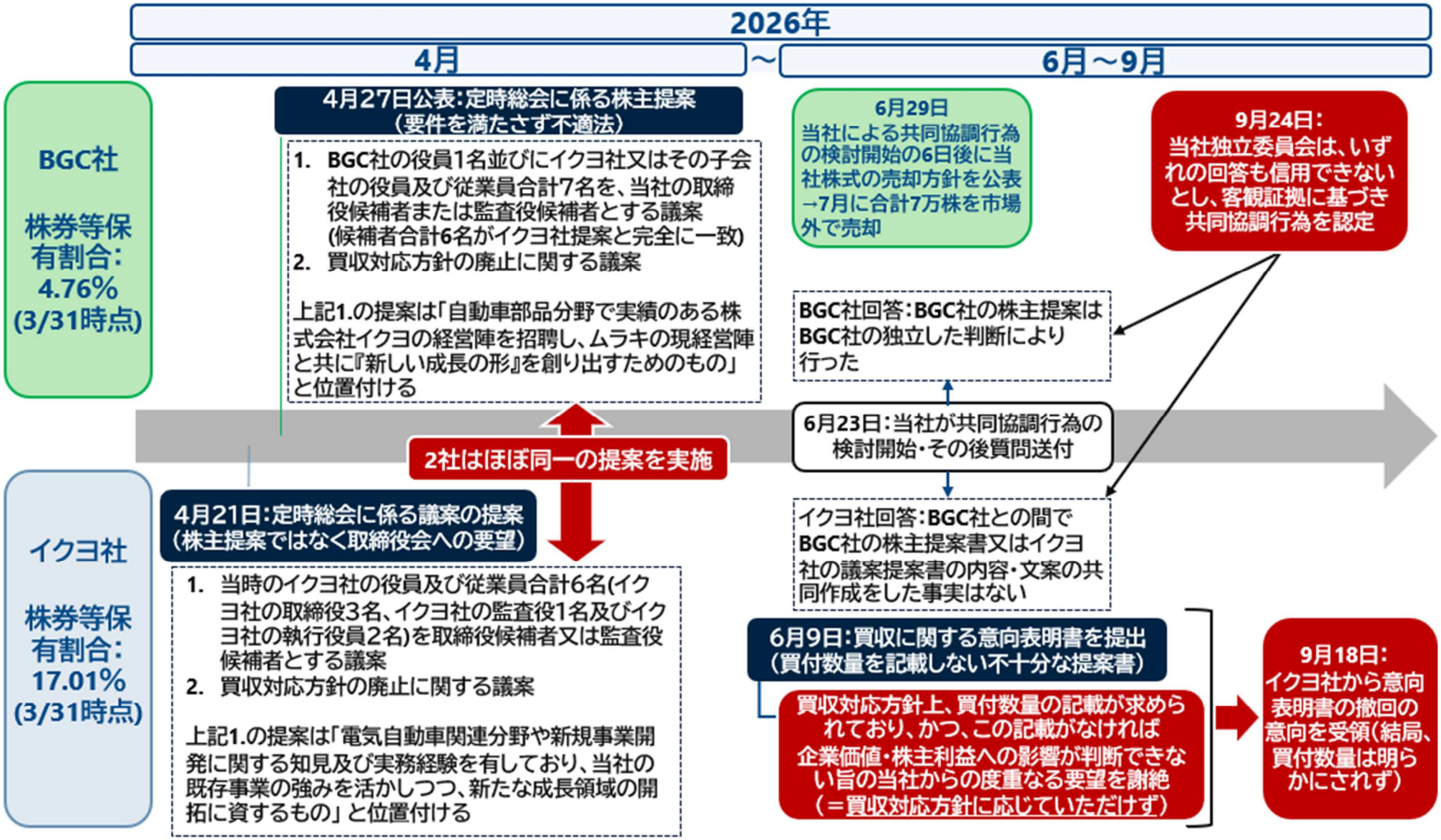
本特定株主らによる共同協調行為等について